

公布された条例のあらまし

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

第一 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六五月分

(2) 令和三年度以降

六月期 一・七〇月分 ↓ 一・六七五月分

十二月期 一・六五月分 ↓ 一・六七五月分

第二 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六五月分

(2) 令和三年度以降

六月期 一・七〇月分 ↓ 一・六七五月分

十二月期 一・六五月分 ↓ 一・六七五月分

第三 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六五月分

(2) 令和三年度以降

六月期 一・七〇月分 ↓ 一・六七五月分

十二月期 一・六五月分 ↓ 一・六七五月分

第四 施行期日

令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 一・三月分 ↓ 一・二月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 一・一月分 ↓ 一・〇月分

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 〇・七二五五分 ↓ 〇・六七五五分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 〇・六二五五分 ↓ 〇・五七五五分

(2) 令和三年度以降

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 一・三月分 ↓ 一・二五五分

十二月期 一・二月分 ↓ 一・二五五分

(イ) 特定幹部職員

六月期 一・一月分 ↓ 一・〇五五分

十二月期 一・〇月分 ↓ 一・〇五五分

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 〇・七二五五分 ↓ 〇・七月分

十二月期 〇・六七五五分 ↓ 〇・七月分

(イ) 特定幹部職員

六月期 〇・六二五五分 ↓ 〇・六月分

十二月期 〇・五七五五分 ↓ 〇・六月分

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

十二月期 一・七月分 ↓ 一・六月分

(2) 令和三年度以降

六月期 一・七月分 ↓ 一・六五月分

十二月期 一・六月分 ↓ 一・六五月分

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

十二月期 一・七月分 ↓ 一・六月分

(2) 令和三年度以降

六月期 一・七月分 ↓ 一・六五月分

十二月期 一・六月分 ↓ 一・六五月分

第四 施行期日

令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和三年四月一日から施行することとした。